

長崎地域電力 光サービス規約本則

長崎地域電力株式会社（以下「弊社」といいます）は、長崎地域電力 光サービス規約本則（以下「本則」といいます）を、以下の通り定めます。

第 1 章 総則

第 1 条（定義）

本則における用語を以下の通り定義します。

(1) 「長崎地域電力 光サービス」とは、弊社が提供する FTTH アクセス回線提供サービスの各種サービスをいいます。

(2) 「契約者」とは、弊社が定める手続に従い長崎地域電力 光サービスの全部または一部を利用する資格を持つ個人をいいます。

(3) 「利用資格者」とは、契約者の持つ長崎地域電力 光サービス利用資格に基づいて長崎地域電力 光サービスの全部または一部を利用することを、弊社が承諾した契約者の家族、その他の個人をいいます。

(4) 「個別規定」とは、各長崎地域電力 光サービスの利用に関して、弊社が別途定める規定をいいます。なお、個別規定には、弊社が随時通知またはホームページ上に掲示する条件を含むものとします。

(5) 「本規約」とは、本則および個別規定を総称していいます。

(6) 「接続サービス」とは、長崎地域電力 光サービスのうち、弊社が提供するインターネット接続サービスをいいます。

(7) 「接続サービス契約者」とは、接続サービスの利用資格を有する契約者をいいます。

(8) 「ID 等」とは、弊社が契約者に貸与する ID、パスワード、その他長崎地域電力 光サービスを利用するために弊社が契約者に対して付与する記号または番号をいいます。

(9) 「他者提供サービス」とは、弊社が付与する ID 等を用いて利用する、弊社が指定する他者が提供する無償または有償のサービスをいいます。

(10) 「契約者情報」とは、長崎地域電力 光サービスに関して契約者または利用資格者が弊社に対して提供する、氏名、住所、生年月日等の、契約者または利用資格者を認識もしくは特定できる情報をいいます。

(11) 「履歴情報」とは、弊社に記録される契約者および利用資格者による長崎地域電力 光サービスの利用履歴をいいます。

第 2 条（本規約の適用および変更）

1. 本則は、全ての長崎地域電力 光サービスおよび他者提供サービスの利用に関し適用されるものとします。また、個別規定は、該当する長崎地域電力 光サービスの利用に関し適用されるものとします。

2. 長崎地域電力 光サービスおよび他者提供サービスに関し、本則に定める内容と個別規定または他者提供サービスに関する規定に定める内容が異なる場合には、別途弊社が明示的に定める場合を除き、個別規定または他者提供サービスに関する規定に定める内容が優先して適用されるものとします。

3. 弊社は、弊社が適当と判断する方法で契約者に通知することにより、本規約を変更できるものとします。ただし、本規約の変更内容の詳細については、弊社のホームページ上に掲示することにより、契約者への通知に代えることができるものとします。その場合、本規約の変更に関する通知の日から起算して8日以内に、契約者が第4条（解約）に従って該当する長崎地域電力 光サービスの利用を終了しない場合、契約者によってかかる変更は承認されたものとみなします。

第2章 申込・解約

第3条（利用申込）

1. 長崎地域電力 光サービスの利用希望者は、本則および該当する個別規定を承認した上で、長崎地域電力 光サービスごとに弊社が別途指定する手続きに従って長崎地域電力 光サービスの利用を申込みものとし、弊社がこれを承諾し、当該手続きが完了した時点で該当する長崎地域電力 光サービスの利用契約が成立して利用資格を得、契約となるものとします。

2. 他者提供サービスの利用希望者は、本則および該当する他者提供サービスに関する規定を承認した上で、当該他者が別途指定する手続きに従って当該他者提供サービスの利用を申込みものとします。なお、他者提供サービスの利用資格を得た契約者は、他者提供サービスに関する利用契約が当該他者との間で成立することをあらかじめ承諾するものとします。

3. 18歳以上の未成年、成年被後見人、被保佐人または被補助人である長崎地域電力 光サービスまたは他者提供サービスの利用希望者は、親権者、成年後見人、保佐人または補助人、その他の法定代理人から事前に同意を得た上で前三項に述べる手続きに従って、長崎地域電力 光サービスまたは他者提供サービスの利用を申込みものとします。

5. 本条に定める申込みについて、長崎地域電力 光サービスまたは他者提供サービスの利用希望者が以下のいずれかに該当し、または該当するおそれが高いと弊社が判断した場合、弊社はその申込みを承諾しない場合があります。

(1)利用申込にあたり、虚偽の記載、誤記、記載漏れまたは入力漏れがあった場合。

(2)利用申込にあたり、長崎地域電力 光サービスまたは他者提供サービスの利用希望者が指定したクレジットカードまたは指定口座について、クレジットカード会社、収納代行会社または金融機関等により利用停止処分等を受けている場合。

(3)過去に、長崎地域電力 光サービスまたは他者提供サービスの利用資格の停止または失効を受けた場合。

(4)過去に、長崎地域電力 光サービスまたは他者提供サービスの利用に際し、料金の未納、滞納または不当にその支払いを免れる行為をした場合。

(5)利用申込者が、18歳未満の未成年である場合、または18歳以上の未成年で、法定代理人の同意を得ていない場合。

(6)利用申込者が、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、申込みの際に自らの成年後見人、保佐人または補助人の同意を得ていない場合。

(7)不適切または不正な申込み等、長崎地域電力 光サービスまたは他者提供サービスを利用する

意思のない申込みであると弊社が判断した場合。

(8)その他、業務の遂行上または技術上、支障を来たすと、弊社が判断した場合。

第4条（解約）

1. 長崎地域電力 光サービスを利用する契約者が、弊社所定の手続に従って、〇〇光サービスの終了を申し入れた場合、別途弊社が定める日をもって、長崎地域電力 光サービスを利用する契約者と弊社との間の長崎地域電力 光サービスに関する利用契約は解約され、長崎地域電力 光サービスの提供は終了するものとします。なお、この場合、料金の日割りによる計算は行いません。

2. 他者提供サービスを利用する契約者は、弊社または当該他者所定の手続に従って、当該他者提供サービスに関する利用契約を解約するものとします。

3. 前2項に従い、長崎地域電力 光サービスまたは他者提供サービスに関する利用契約が終了した場合、長崎地域電力 光サービスまたは当該他者提供サービスを利用する契約者は、長崎地域電力 光サービスまたは当該他者提供サービスの提供が終了する日までに発生する弊社または弊社が指定する他者に対する債務の全額を、弊社の指示に従い支払うものとします。なお、弊社は、長崎地域電力 光サービスまたは他者提供サービスに関する利用契約が終了した場合であっても、既に支払われた料金等を、当該契約者に対して払い戻す義務を負わないものとします。

第5条（長崎地域電力 光サービス利用資格の停止および失効）

1. 契約者または利用資格者が以下の各号の一に該当し、または該当するおそれが高いと弊社が判断した場合、弊社は、事前に通知することなく、直ちに該当する契約者の「長崎地域電力 光サービス」および他者提供サービスの利用資格の全部もしくは一部を停止するまたは失効させることができるものとします。

(1)契約者または利用資格者について、第3条（利用申込）第5項各号に該当した場合。

(2)契約者または利用資格者が第15条（禁止事項）第1項各号に定める禁止行為を行った場合。

(3)契約者により、長崎地域電力 光サービスまたは他者提供サービスに関する料金等の支払債務の履行遅延または不履行があった場合。

(4)支払いの停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の各申立てもしくは特別清算開始の申立てがあった場合。

(5)契約者または利用資格者が本則または該当する個別規定に違反した場合。

(6)契約者または利用資格者が、弊社のお問い合わせ窓口等に長時間の架電を行う、同様の問い合わせを過度に繰り返し行う、不当な義務もしくは要求等を強要する、または嫌がらせを行う等、弊社の業務に支障を来たした場合。

(7)契約者が死亡した場合。

(8)契約者が権利能力を失った場合。

(9) その他、契約者もしくは利用資格者として不適切、または長崎地域電力 光サービスもしくは他者提供サービスの提供に支障があると弊社が判断した場合。

2. 前項の規定に従い、何れかの長崎地域電力 光サービスまたは他者提供サービスの利用資格が停

止または失効した場合、該当する契約者は、期限の利益を失い、かかる利用資格の停止または失効の日までに発生した長崎地域電力 光サービスに関連する弊社に対する債務の全額を、弊社の指示する方法で一括して支払うものとします。

3. 弊社は、契約者の長崎地域電力 光サービスまたは他者提供サービスの利用資格が停止、失効または終了した場合であっても、契約者によって既に支払われた長崎地域電力 光サービスに関する入会金や料金等を、一切払い戻す義務を負わないものとします。

4. 契約者が弊社と複数契約を締結している場合において、当該契約のいずれかに基づいて利用する長崎地域電力 光サービスの全部または一部、または他者提供サービスの全部または一部について、その利用資格の停止または失効となった場合、弊社は、当該契約者が締結する他のすべての契約に基づいて利用する長崎地域電力 光サービスまたは他者提供サービスの全部または一部についても、その利用資格を停止または失効させることができるものとします。

5. 本則または各個別規定の定めに従って契約者が長崎地域電力 光サービスおよび他者提供サービスの利用資格を全て失った場合、当該契約者は解約したものとみなします。

第3章長崎地域電力 光サービスまたは他者提供サービスの利用・提供

第6条（設備等の準備）

1. 契約者は、通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器の準備、設置、接続および設定、回線利用契約の締結ならびにアクセスポイントへの接続、インターネット接続サービスへの加入、その他自己の利用する長崎地域電力 光サービスまたは他者提供サービスを利用するために必要な準備を、自己の費用と責任において行うものとします。

2. 弊社は、契約者または利用資格者が長崎地域電力 光サービスまたは他者提供サービスを利用するにあたり使用する通信機器、ソフトウェアおよびこれらに付随して必要となる全ての機器との互換性を確保するために、弊社の管理する設備、システムもしくはソフトウェアを改造、変更または追加したり、長崎地域電力 光サービスの提供方法を変更する義務を負わないものとします。

第7条（長崎地域電力 光サービスまたは他者提供サービスの提供）

弊社は、理由の如何を問わず、契約者に事前の通知をすることなく、長崎地域電力 光サービスまたは他者提供サービスの全部または一部の変更、追加および廃止ができるものとします。但し、個別規定で定める個々の長崎地域電力 光サービスの全部を廃止する場合、および本規約の変更を伴う長崎地域電力 光サービスの内容の変更、追加および削除を行う場合には、弊社は自らが適当と判断する方法で、事前に当該長崎地域電力 光サービスの利用資格を有する契約者にその旨を通知または弊社のホームページ上に掲示するものとします。

第8条（長崎地域電力 光サービスおよび他者提供サービスの利用）

1. 長崎地域電力 光サービスおよび他者提供サービスは、その利用資格を有する契約者および利用資格者のみが利用できるものとします。契約者は、長崎地域電力 光サービスまたは他者提供サービスの利用資格を得た後に、長崎地域電力 光サービスまたは他者提供サービスの利用条件または利用内容を変更する場合、弊社が別途指定する手続に従うものとします。

2. 契約者は、本規約に従って長崎地域電力 光サービスを利用するものとします。
3. 契約者は、長崎地域電力 光サービスと同時にまたはこれに関連して長崎地域電力 光サービスおよび他者提供サービス以外の各種インターネットサービスを利用する場合であっても、かかるインターネットサービスに関する規約、契約、利用条件等にかかわらず、長崎地域電力 光サービスおよび他者提供サービスの利用に関しては、本規約の内容に従うものとします。
4. 契約者は、自己の有する資格に基づいて長崎地域電力 光サービスまたは他者提供サービスを利用する利用資格者に対し、本規約において自己に課されている義務と同等の義務を課し、これを遵守させるものとし、かつ、弊社に対して、利用資格者による当該義務の違反に関し、当該利用資格者と連帯して責任を負うものとします。万一、利用資格者が当該義務に違反した場合、契約者は、自己の費用と責任において、弊社の指示に従い、当該利用資格者による長崎地域電力 光サービスまたは他者提供サービスの利用を中止させ、かつ、再発防止に必要な措置を取るものとします。
5. 契約者は、本規約にて明示的に定める場合を除き、自らまたは利用資格者が長崎地域電力 光サービスまたは他者提供サービスを通じて発信する情報、および自己または利用資格者による長崎地域電力 光サービスまたは他者提供サービスの利用につき一切の責任を負うものとし、他の契約者、第三者および弊社に何等の迷惑をかけず、かつ損害を与えないものとします。
6. 長崎地域電力 光サービスまたは他者提供サービスの利用に関連して、契約者もしくは利用資格者が他の契約者、第三者または弊社に対して損害を与えた場合、あるいは契約者もしくは利用資格者と他の契約者または第三者（他者提供サービスを提供する他者も含みます）との間で紛争が生じた場合、当該契約者は自己の費用と責任でかかる損害を賠償またはかかる紛争を解決するものとし、弊社に何等の迷惑をかけず、かつ損害を与えないものとします。

第9条（料金および支払い）

1. 契約者は、長崎地域電力 光サービスまたは他者提供サービスの利用にあたって、別途弊社が定める利用料金等の料金を、別途弊社の定める方法により支払うものとします。
2. 弊社は、弊社が適当と判断する方法で契約者に事前に通知することにより、前項に定める料金およびその支払い方法を変更することができるものとします。ただし、料金およびその支払方法の変更の詳細については、弊社のホームページ上に掲示することにより、契約者への通知に代えることができるものとします。その場合、料金およびその支払方法の変更に関する通知の日から起算して8日以内に、契約者が第4条（解約）に従って該当する長崎地域電力 光サービスまたは他者提供サービスの利用の終了を申し入れない場合、契約者によってかかる変更は承認されたものとみなします。

第10条（弊社が管理する設備の修理または復旧）

1. ○○光サービスの利用中に契約者が弊社の管理する設備、システムまたは長崎地域電力光サービスに異常、故障または障害を発見した場合、契約者は、契約者自身の設備、ソフトウェア等に異常、故障または障害がないことを確認した上、弊社の管理する設備もしくはシステムの修理または長崎地域電力 光サービスの復旧を弊社に請求できるものとします。
2. 弊社の管理する設備、システムまたは長崎地域電力 光サービスに異常、故障または障害が生じあるいは弊社の管理する設備もしくはシステムが滅失または毀損し、長崎地域電力 光サービスを提供で

きないことを弊社が知った場合、弊社は速やかにその設備またはシステムを修理し、長崎地域電力 光サービスを復旧するよう努めるものとします。

第 1 1 条（長崎地域電力 光サービスの提供の制限）

1. 天災、地変、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合、弊社の管理する設備またはシステムの保守を定期的にもしくは緊急に行う場合、あるいは弊社の管理する設備またはシステムの障害その他やむを得ない事由が生じた場合、弊社は、自らの判断により契約者および利用資格者に対する長崎地域電力 光サービスまたは他者提供サービスの提供の全部または一部を制限することができるものとします。なお、弊社は、本項の規定により長崎地域電力 光サービスの提供を制限する場合、弊社が適当と判断する方法で事前に契約者にその旨を通知または弊社のホームページ上に掲示するものとします。但し、かかる長崎地域電力 光サービスまたは他者提供サービスの提供の制限が緊急に必要な場合、またはやむを得ない事情により通知できない場合には、この限りではないものとします。

2. 弊社は、以下のいずれかに該当する場合、事前に契約者に通知することなく、自らの判断により契約者および利用資格者に対する長崎地域電力 光サービスまたは他者提供サービスの提供の全部または一部を制限することができるものとします。

(1)電気通信事業法第 8 条に従い災害の予防または救援、交通、通信または電力の供給の確保等に関する通信を優先的に取扱う必要がある場合。

(2)法令または管轄官公庁の求めるところに従う場合。

(3)その他弊社の責に帰すべからざる事由による場合。

3. 弊社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が作成した児童ポルノを掲載している Web サイトのアドレスリストに基づき、当該 Web サイト並びに当該 Web サイトに掲載されている一部の映像または画像への契約者および利用資格者からの閲覧要求を検知し、当該 Web サイト全体の閲覧または当該 Web サイトに掲載されている一部の映像または画像の全部もしくは一部の閲覧を制限することができるものとします。

4. 弊社は、契約者および利用資格者により帯域を継続的かつ大量に占有する通信手段を用いて行われる弊社所定の電気通信を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御すること等により、電気通信の速度や通信量を制限することができるものとします。

5. 弊社は、前各項の長崎地域電力 光サービスまたは他者提供サービスの提供の制限によって生じた契約者および利用資格者の損害につき一切責任を負わないものとします。

第 4 章長崎地域電力 光サービス

第 1 2 条（長崎地域電力 光サービスの利用者）

長崎地域電力 光サービスの利用者は、以下に定める方のみとします。

(1) 長崎地域電力 光サービス契約者が個人である場合においては、当該契約者本人のみ。ただし、弊社が別途承諾している場合は、利用資格者も利用者としてします。

(2) 長崎地域電力 光サービス契約者が法人である場合においては、接続サービスの契約の内容ごと

に弊社が定める利用資格者。

第13条（長崎地域電力 光サービスの利用）

1. 長崎地域電力 光サービス契約者は、長崎地域電力 光サービスの利用にあたり、以下の作業を行うものとします。

(1) 自己の利用する接続アカウントおよびメールアドレスの管理。

2. 利用資格者を有する長崎地域電力 光サービス契約者は、前項に定める作業に加えて、以下の作業を行うものとします。

(1) 自己の長崎地域電力 光サービス契約者たる地位に基づく利用資格者が利用する接続アカウントの管理。

(2) 利用資格者と弊社との連絡窓口として、長崎地域電力 光サービスに関する弊社からの問い合わせへの対応、利用資格者の異動や変更の届出および自己の長崎地域電力 光サービス契約者たる地位に基づく利用資格者に対する弊社からの各種通知の告知ならびに遵守の徹底。

3. 法人である長崎地域電力 光サービス契約者は、長崎地域電力 光サービスの利用にあたり、自らの費用と責任において、自らの役員または従業員の中から事前に長崎地域電力 光サービスの利用に関する管理責任者を選任した上、弊社が別途定める手続に従い弊社に届出するものとし、かつ、当該管理責任者に前二項各号に定める作業を行わせるものとします。

第5章 契約者の義務等

第14条（著作権）

1. 契約者は、長崎地域電力 光サービスまたは他者提供サービスを通じて弊社が契約者に提供する情報（映像、音声、文章等を含みます。以下同じとします）に関する著作権が、弊社または弊社に対して当該情報を提供した第三者に帰属するものであることを確認します。

2. 契約者は、長崎地域電力 光サービスまたは他者提供サービスを通じて弊社から提供される情報を自己の私的利用の目的にのみ利用するものとし、商業目的に利用したり、他者への転送や一般公衆が閲覧できるホームページ等への掲載などを行ってはならないものとします。

第15条（禁止事項）

1. 契約者は、長崎地域電力 光サービスまたは他者提供サービスの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。

(1) 著作権、その他の知的財産権を侵害する行為。

(2) 財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為。

(3) 差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、または名誉・信用を毀損する行為。

(4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく行為。

(5) 猥褻、児童ポルノもしくは児童虐待にあたる画像、映像、音声もしくは文書等を送信、掲載もしくは表示する行為、これらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、掲示、表示もしくは販売を想起させる広告を表示もしくは送信する行為。

(6) 薬物犯罪、規制薬物、危険ドラッグ等の濫用に結びつく行為、未承認もしくは使用期

限切れの医薬品等の広告を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品等を販売等する行為。

(7)貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為または貸付契約の締結の勧誘を行う行為。

(8)無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為。

(9)事実と反する情報を送信・掲載する行為、または情報を不正に書き換える、改ざんする、または消去する行為。

(10)公職選挙法に違反する行為。

(11) 長崎地域電力 光サービスを通じてまたは長崎地域電力 光サービスに関連する営利を目的とする行為、またはその準備を目的とする行為。ただし、法人が自己の事業において弊社の長崎地域電力 光サービスを利用する場合等、弊社が別途認める場合は、長崎地域電力 光サービスを通じてまたは長崎地域電力 光サービスに関連する営利を目的とする行為、またはその準備を目的とする行為のために長崎地域電力 光サービスを利用することができるものとします。

(12) 長崎地域電力 光サービス、または第三者が管理するサーバ等の設備の運営を妨げる行為。

(13)無断で広告宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、大量のメールを送信する等により他の契約者もしくは第三者のメールの送受信を妨害する行為、または受信者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為。

(14)コンピューターウイルス等有害なプログラムを使用もしくは提供する行為、またはそれらを支援、宣伝もしくは推奨する行為。

(15)他の契約者になりすまして長崎地域電力 光サービスまたは他者提供サービスを利用する行為。

(16)違法行為（違法な賭博・ギャンブル、拳銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人または脅迫等を含みますがこれらに限られません）を行わせ、請け負い、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含みます）する行為。

(17)人を自殺に誘引もしくは勧誘する行為、または他の契約者もしくは第三者に危害のおよぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為。

(18)法令もしくは公序良俗（売春、暴力、残虐等）に違反し、または他の契約者もしくは第三者に不利益を与える行為。

(19) 前各号に定める行為を助長する行為。

(20) 前各号に該当するおそれがあると弊社が判断する行為。

(21) その他、弊社が不適切と判断する行為。

2. 前項第 11 号ただし書の規定は、営利を目的とした行為またはその準備を目的とした行為のための長崎地域電力 光サービスの利用について、本則および個別規定に基づく長崎地域電力 光サービス契約者の義務を一切軽減するものではなく、かつ弊社の責任範囲を一切拡張するものではないものとします。

第 16 条（ID 等の管理）

1. 契約者は、ID 等の管理責任を負うものとします。
2. 契約者は、ID 等を利用資格者以外の第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買等したりしてはならないものとします。
3. 契約者は、自己の設定するパスワードを定期的に変更するものとします。
4. 契約者による ID 等の管理不十分、使用上の過誤または第三者の使用等による損害は契約者が負担するものとし、弊社は一切責任を負わないものとします。また、第三者による ID 等の使用により発生した長崎地域電力 光サービスの料金等については、かかる第三者による ID 等の使用が弊社の責に帰すべき事由により行われた場合を除き、全て当該 ID 等の管理責任を負う契約者の負担とします。
5. 契約者は、ID 等の失念があった場合、または ID 等が第三者（利用資格者を除きます。以下本条において同じとします）に使用されていることが判明した場合、直ちに弊社にその旨連絡するとともに、弊社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。
6. 契約者は、契約者の ID 等が第三者に使用されるおそれがある場合、その他やむを得ない事由が生じるまたはそのおそれのある場合、弊社自らの裁量により契約者の ID 等を変更することがあることをあらかじめ承諾するものとします。

第 6 章 契約者の提供情報・契約者情報

第 17 条（契約者の発信・提供する情報）

1. 契約者または利用資格者が、長崎地域電力 光サービスまたは他者提供サービスを通じてインターネット上で発信または提供した情報（映像、音声、文章等を含みます。以下同じとします）に関連して、他の契約者もしくは第三者との間で紛争が生じた場合、または他の契約者もしくは第三者に対して損害を与えた場合、当該契約者は、自己の費用と責任において、かかる紛争を解決または損害を賠償するものとし、弊社に何ら迷惑をかけたり、損害を与えたりしないものとします。
2. 弊社は、契約者または利用資格者が長崎地域電力 光サービスまたは他者提供サービスを通じてインターネット上で発信または提供した情報が、以下のいずれかの事項に該当すると判断した場合、当該情報を削除するまたは弊社の指定する者に削除させることができるものとします。
 - (1) 契約者または利用資格者が第 22 条（禁止事項）第 1 項各号に定める禁止行為を行った場合。
 - (2) 長崎地域電力 光サービス、他者提供サービスまたは弊社の管理する設備もしくはシステムの保守管理上必要であると弊社が判断した場合。
 - (3) 契約者もしくは利用資格者により長崎地域電力 光サービスまたは他者提供サービスを通じて登録またはインターネット上で提供された情報量が、当該契約者または利用資格者に割り当てられた弊社の管理する設備およびシステムの所定の記録容量を超過した場合。
3. 前項の規定にもかかわらず、弊社は、契約者または利用資格者により長崎地域電力 光サービスまたは他者提供サービスを通じて登録またはインターネット上で提供された情報が前項各号の一に該当する場合であっても、その削除義務を負わないものとします。

4. 弊社は、契約者もしくは利用資格者により長崎地域電力 光サービスまたは他者提供サービスを通じて登録またはインターネット上で提供された情報を本条の規定に従い削除したこともしくは削除させたこと、または当該情報を削除しなかったこともしくは削除させなかったことにより当該契約者もしくは当該利用資格者に発生した損害について、一切責任を負わないものとします。

5. 弊社は、契約者または利用資格者により、長崎地域電力 光サービスまたは他者提供サービスを通じて登録またはインターネット上で提供された情報に関する保存および消失について、一切責任を負わないものとします。

第18条（契約者情報の取扱い）

1. 長崎地域電力 光サービスまたは他者提供サービスの利用希望者は、第3条（利用申込）の諸手続きにおいて、弊社からの契約者情報の提供の要請に応じて、正確な契約者情報を弊社に提供するものとします。なお、弊社は、当該利用希望者個人を識別できる情報を、当該利用希望者の同意を得ることなく取得することはありません。

2. 契約者が既に弊社に届出ている契約者情報に変更が生じた場合、契約者は、弊社が別途指示する方法により、速やかに弊社に対してかかる変更を届出るものとします。

3. 弊社は、契約者情報および履歴情報を、個人情報保護管理者であるセキュリティ委員長の責任のもとで善良なる管理者としての注意を払って管理いたします。

4. 契約者は、弊社が契約者情報および履歴情報を、長崎地域電力 光サービスまたは他者提供サービスを提供する目的のために、弊社の委託先に提供することがあることに同意するものとします。

5. 契約者は、弊社が契約者情報および履歴情報を、長崎地域電力 光サービスまたは他者提供サービスを提供する目的の他に、以下の各号に定める目的のために、第1号および第2号に定める場合においては利用、第3号乃至第6号に定める場合においては利用または第三者に提供することがあることに同意するものとします。

(1) 弊社が契約者または利用資格者に対し、長崎地域電力 光サービスもしくは他者提供サービスの追加または変更のご案内、または緊急連絡の目的で、電子メールや郵便等で通知する場合、または電話等により連絡する場合。

(2) 弊社または弊社の提携先等第三者の提供するサービスや商品に関する広告宣伝またはその他の案内を、電子メールもしくは郵便等で通知する場合、電話等により連絡する場合、または契約者がアクセスした弊社のホームページ上その他契約者の情報端末機器の画面上に表示する場合。

(3) 弊社が、長崎地域電力 光サービスまたは他者提供サービスに関する利用動向を把握する目的で、契約者情報の統計分析を行い、個人を識別できない形式に加工して、利用または提供する場合。

(4) 法的な義務を伴う開示要求へ対応する場合。

(5) 第9条（料金および支払い）に定める料金に関する決済を行う目的で金融機関等に提供する場合。なお、この場合、弊社は、当該契約者情報に、暗号化等、金融機関等を除く第三者が閲覧できない状態にした上で当該決済に必要な契約者情報のみを金融機関等に提供します。

(6) 契約者または利用資格者から事前に同意を得た場合。

6. 前項第2号の規定にもかかわらず、契約者は、契約者情報および履歴情報を利用しての弊社から

の情報の提供や問い合わせの受領を希望しない場合には、弊社に対してその旨請求できるものとし、弊社はかかる契約者の請求に応えるように努めるものとします。ただし、かかる弊社からの情報の提供や問い合わせが、契約者に対する長崎地域電力 光サービスの提供に関連して必要な場合には、この限りではないものとします。

7. 契約者は、利用資格者に関する情報を弊社に登録または提供する場合、事前に弊社による当該情報の利用、開示もしくは提供につき該当する利用資格者から同意を得るものとします。当該情報の利用、開示、提供に関連して、かかる同意を得ていない場合、あるいは利用資格者に損害が発生した場合または利用資格者との間で紛争が生じた場合、該当する契約者は、自己の費用と責任において、かかる損害を賠償またはかかる紛争を解決するものとし、弊社に何等の迷惑をかけない、または損害を与えないものとします。

8. 契約者は、契約者情報を照会または変更することを希望する場合には、別途弊社が定める手続きに従ってかかる照会または変更を請求するものとします。なお、婚姻その他法令により氏名の変更が認められている場合を除き、契約者が、弊社に登録した自らの氏名を変更することはできないものとします。

9. 弊社は、契約者からの契約者情報または履歴情報に関する問い合わせについては、本則の末尾に定める長崎地域電力 光インフォメーションデスクにて受付けるものとします。

第7章 免責等

第19条（免責）

1. 弊社は、長崎地域電力 光サービスまたは他者提供サービスの内容、ならびに契約者および利用資格者が長崎地域電力 光サービスまたは他者提供サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとします。

2. 長崎地域電力 光サービスの提供、遅滞、変更、中止または廃止、長崎地域電力 光サービスを通じて登録、提供または収集された契約者または利用資格者の情報の消失、その他長崎地域電力 光サービスに関連して発生した契約者の損害について、弊社は本則または個別規定にて明示的に定める以外一切責任を負わないものとします。

3. 弊社以外の第三者の責に帰すべき事由によって、契約者が長崎地域電力 光サービスの全部または一部を利用できないことにつき、弊社は一切の責任を負わないものとします。

4. 弊社は、他者提供サービスの全部または一部の利用に伴いまたは利用できないことに伴い、契約者に生じた損害について一切その責任を負わないものとします。

第20条（損害賠償に関する特則）

1. 弊社の責に帰すべき理由により、契約者または利用資格者が長崎地域電力 光サービスを全く利用できないために当該契約者または当該利用資格者に損害が発生した場合、当該契約者または当該利用資格者が長崎地域電力 光サービスを全く利用できない状態となったことを弊社が知った時刻から起算して24時間以上かかる状態が継続したときに限り、弊社は、当該契約者または当該利用資格者の長崎地域電力 光サービス利用不能時間数を24で除した商（小数点以下の端数は切り捨てます）に、実際に利用が不能となった当該契約者または当該利用資格者の長崎地域電力 光サービスの月

額の利用料金（基本料金または固定料金）の30分の1を乗じて算出した額を賠償額の限度として、当該契約者または当該利用資格者に現実に発生した通常かつ直接の損害の金銭賠償請求に応じるものとします。弊社は、弊社の責に帰すべからざる事由が契約者または利用資格者に生じた損害、弊社の予見の有無にかかわらず、特別の事情から生じた損害、逸失利益、および第三者からの損害賠償請求に基づく契約者または利用資格者の損害その他の損害については一切責任を負わないものとします。

2. 前項に定める長崎地域電力 光サービスの利用不能が、弊社がその業務の全部または一部を委託している電気通信事業者、他の電気通信事業者または弊社が指定する第三者の責に帰すべき事由により発生した場合、弊社が契約者または利用資格者に対して応じるべき損害賠償の額の総額は、かかる事由に関して当該電気通信事業者、他の電気通信事業者または弊社が指定する第三者から弊社が受領した損害賠償額を上限とします。ただし、弊社から個々の契約者に（または契約者を通じて利用資格者に）対して支払われるべき賠償金額については、前項に定める規定の適用を妨げるものではないものとします。

3. 前項において、賠償の対象となる契約者または利用資格者が複数ある場合で、弊社からの賠償金額の合計が、弊社が電気通信事業者、他の電気通信事業者または弊社が指定する第三者から受領した損害賠償額を超える場合、賠償の対象となる各契約者または各利用資格者への弊社の賠償金額は、弊社が受領する損害賠償額を第1項により算出された各契約者に対して返還すべき額で比例配分した金額とします。

第8章 雑則

第21条（債権譲渡）

弊社は、契約者に対して有する利用料金その他の債権を第三者に譲渡することができるものとし、契約者は、これをあらかじめ承諾するものとします。

第22条（譲渡禁止）

契約者は、弊社が別途定める手続きによる場合を除き、または弊社の事前の同意を得ることなく、契約者たる地位ならびに本規約上契約者が有する権利および義務の全部または一部を第三者に譲渡してはならないものとします。

第23条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本国法を準拠法とします。

第24条（協議解決の原則および管轄裁判所）

1. 長崎地域電力 光サービスに関連して契約者と弊社との間で問題が生じた場合には、契約者と弊社の間で誠意をもって協議するものとします。

2. 前項に定める協議をしても解決できない紛争については、弊社の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付則

この規約は 2016 年 1 2 月 1 日から実施します。

【お問い合わせ窓口】

長崎地域電力株式会社

長崎地域電力 光サポートデスク

フリーダイヤル：0800-200-0180

メール等でのお問い合わせ：support@n-power.co.jp

受付時間 9:00～17:00（1 月 1 日、2 日及び弊社指定のメンテナンス日除く）